

啓発機能計画について

基本方針の三つの柱を軸として啓発機能を計画することとする。

【三つの柱】

分類	基本方針における三つの柱
	<p>周辺環境を保全・再生し、自然との共存・共生の場を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節を感じ、自然の恵みを感じられる自然環境を保全・再生する ・生物多様性を図る ・周辺景観との調和を図る
	<p>「ごみ」を通じて、資源と環境の大切さを学ぶ場を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の循環を通じ、環境問題を学ぶ ・廃棄物の適正処理、リサイクルを通じ、資源・環境問題を学ぶ ・体験型の環境学習の場とする
	<p>豊かな心を育む集いの場を提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが気軽に立ち寄り、自然にふれあうことができる場とする ・住民と共に環境保全に取り組み、交流が図れる場とする ・環境情報の発信拠点とする

第6回委員会において提案された意見等を上記の分類に当てはめると次のとおりとなる。

分類	提案された意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ・四季型の環境を整備することにより、広い世代が利用できるのではないかと。ただし、造ったものではなく、自然に近い状態での整備が必要である。自然のままの形で四季を感じることができることが大事である。 ・造ったものではなく、自分達で造っていくことが重要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学習室には、パネルや資料を整備し、処理状況をモニターで確認できる等、環境学習ができるようにしてはどうか。 ・作業場としては、再生品としてパッチワーク等ができるようなものを整備してはどうか。 ・啓発機能のテーマとして、適正処理、再資源化、環境保全や生物多様性（自然の再生等）といったもので考えてはどうか。 ・資料室として、映像・パネル・模型・パソコン等を使用して整備を考えてはどうか。 ・社会見学等に訪れる小中学生を対象にしたパネル展示やビジュアル的なものを整備してはどうか。 ・再生・修理の工房等、基本的機能は必要であると思う。常設ではなく、定期的を開催するなど需要に合った形態でよい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング室や調理室等を整備し、誰もが利用しやすく集客性のあるものを整備してはどうか。 ・誰を対象にするのか。小学生や高齢者に絞ることも考えられるのではないかと。 ・再生品やフリーマーケットはリピーターがない。 ・PR機能や情報発信が必要である。 ・集客を考え、里山を利用した自然学習や遊びの場を創出してはどうか。

広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画

平成19年3月

北但行政事務組合

第7章 啓発機能計画

1 啓発機能の検討

1.1 検討の目的

広域ごみ・汚泥処理施設のリサイクルセンターは、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理に加え、住民が積極的に利用し、かつリサイクルに対する意識の啓発が効果的になされる機能を備えた施設として整備する計画としている。ここでは、「第2章3施設整備に関する基本方針」で設定した基本方針3「廃棄物の資源化を図り、循環型社会の形成に資する施設とする」を踏まえ、循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発施設が備えるべき機能について検討する。

1.2 啓発施設が備えるべき機能

循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発施設が備えるべき機能としては、以下の機能が必要と考えられる。なお、啓発施設は、北但地域の小中学生も利用することから、下記のいずれの機能に関しても、小中学生への環境学習に配慮する必要がある。

中古品・不用品の修理・再生の場としての機能

再生品の展示・提供の場としての機能

環境・資源やリサイクルに関する情報提供・学習の場としての機能

集会・イベント等の地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能

1.3 啓発機能の事例

前述した「啓発施設が備えるべき機能」について、想定される機能の内容を以下に示す。

表7-1 想定される機能の内容

機能		内容	留意事項
修理・再生の場	家具工房	・粗大ごみとして搬入されたタンスやソファ等の家具類を中心に清掃・修理・再生等の作業を行う。	・修理・再生の可能な量及び質が見込める必要がある。 ・清掃・修理に必要な設備、人材が必要となる。 ・再生品の引取りが見込める必要がある。
	自転車工房	・粗大ごみとして搬入された自転車を利用し、清掃・再塗装・軽微な修理を行い再使用する。	・修理・再生の可能な量及び質が見込める必要がある。 ・清掃・修理に必要な設備、人材が必要となる。 ・再生品の引取りが見込める必要がある。
	家電製品工房	・家庭で故障したテレビ・ラジオ等の家電製品を、住民自らが持込み、軽微な修理を行い再使用する。	・修理に必要な設備、人材が必要となる。 ・修理品の安全性(火災等事故の防止)が確保される必要がある。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー	・住民のごみ減量化・リサイクル意識の啓発・普及を図ることを目的として、工房において修理・再生された再生品等を展示する。	・再生品等の品質に関する責任の所在を明確にする必要がある。 ・展示情報について、住民に周知することが必要となる。
	不用品情報交換コーナー	・家庭で不要となった物の交換・売買を斡旋するため、掲示板・インターネット等により、住民の「譲ります、譲ってください」・「売ります、買います」等の情報を提供する。	・交換品の品質に関する責任の所在を明確にする必要がある。
	フリーマーケット (地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能も兼ねる。)	・市民団体が開催するフリーマーケットの場を提供する。	・常設ではないことから、設備・部屋等については、多目的に利用されることが望ましい。

表7-1 想定される機能の内容(その2)

機能	内 容	留意事項
情報提供・学習の場	<p>環境学習コーナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや環境・資源問題について興味を持った住民が、関係図書の閲覧や情報の入手ができるように、こられをテーマとした書籍・資料を提供する。 ・リサイクルの歴史やしぐみ、環境・資源問題について、住民に理解してもらえるように映像やパソコン、模型等を通じて紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営期間中にわたっての収集資料の更新、展示内容の更新が必要となる。 ・書籍については、公共図書館等と蔵書が重複した場合、公共施設としての機能が重複する。 ・常設されるため、定常的な利用者が見込めることが望ましい。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	<p>リサイクル体験コーナー (修理・再生の場としての機能も兼ねる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル意識の啓発・普及という観点から、修理技術や再利用技術を住民に体験してもらおう。(日常生活の中でこれらを実践し、ごみを減らすライフスタイルの形成推進に努めてもらう。) ・修理技術等を持った人材を活用して「リフォーム教室」や「リサイクル教室」などを実施する。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック・新聞紙を利用した紙すき ・廃食用油を利用した石鹸 ・空きビン等を利用したガラス工芸(バーナーワーク、吹きガラス等) ・廃材を利用した木工 ・古布を利用した裂き織り 	<ul style="list-style-type: none"> ・制作に必要な設備、指導者・講師等が必要となる。 ・利用者が見込めることが望ましいが、高度な技術が必要な体験等は利用者が見込めない可能性がある。 ・小学校等と連携し夏休みに開催する等、利用者の確保が必要となる。 ・体験室については、専用ではなく、多目的に利用できることが望ましい。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	<p>環境学習教室(会議室) (地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能も兼ねる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習に関する講演会や各種イベントに使用する。 ・施設見学者に対して施設の説明を行う。 ・地域活動やグループ活動の打合せ・会議等に利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設説明用の機器等を整備する必要がある。 ・定常的に利用されないことから、教室(会議室)については多目的に利用できることが望ましい。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	<p>講演会・イベントの場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや環境・資源問題について、理解や関心を高めるための講演会や各種イベントを開催する場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に利用されないことから、設備・部屋等については多目的に利用できることが望ましい。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	<p>地域・グループ活動の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルや環境・資源問題について、関心を持つグループ・団体の活動のための会合・会議の場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に利用されないことから、設備・部屋等については多目的に利用できることが望ましい。

1.4 啓発機能

前述した想定される機能の内容を踏まえ、広域ごみ・汚泥処理施設の啓発施設には、以下の機能を整備するものとする。

表7-2 整備機能

	機能	整備の有無	整備内容
修理・再生の場	家具工房		・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取りも見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	自転車工房		・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取りも見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	家電製品工房	×	・再生品の安全性の問題から整備しない。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー		・家具工房、自転車工房の再生品等を展示するためのスペースを設置する。
	不用品情報交換コーナー		・不要となった物の交換・売買を斡旋するための掲示板等を設置する。なお、実施に際しては交換品の責任の所在を明確にする。
	フリーマーケット		・市民団体が開催するフリーマーケットに屋外敷地や環境学習教室（会議室）等の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。
情報提供・学習の場	環境学習コーナー		・展示内容を定期的に更新し、常に新しい情報を提供するための設備を整備する。なお、内容は北但地域のリサイクルや環境・資源問題についての情報発信を行うこととする。
	リサイクル体験コーナー (修理・再生の場としての機能も兼ねる。)		・利用者が見込めるメニュー（例：紙すき、バーナーワーク、木工教室等）を実施するための体験室を整備する。なお、体験室については、一つの部屋で各メニューが実施できるものとする。
	環境学習教室（会議室）		・地域活動・コミュニケーション形成支援の場としても利用できるような、多目的な会議室を整備する。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場		・環境学習教室（会議室）の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。
	地域・グループ活動の場		・環境学習教室（会議室）の場を提供することとし、専用の施設は整備しない。

整備の有無 : 整備する。 : 機能は有するが専用の施設は整備しない。 × : 整備しない。

啓発機能計画の見直し

現在、整備されている啓発機能計画を今回整備する施設の環境に合ったものに見直すものとする。

整備内容欄には、第6回委員会で提案されました意見を入れております。

機能	整備の有無		整備内容
	現計画	見直し後	
修理・再生の場	家具工房		
	自転車工房		
	家電製品工房	×	
			常設ではなく、需要に合った形態で定期的を開催可能な再生・修理の工房等、基本的機能を整備する。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー		
	不用品情報交換コーナー		
	フリーマーケット		
情報提供・学習の場	環境学習コーナー		適正処理、再資源化、環境保全や生物多様性（自然の再生等）をテーマに整備する。 映像・パネル・模型・パソコン等を利用して環境学習ができる設備を整備する。 社会見学等に訪れる小中学生を対象にしたパネル展示やビジュアル的なものを整備する。
	リサイクル体験コーナー （修理・再生の場としての機能も兼ねる。）		再生品としてパッチワーク等が行える作業スペースを確保する。
	環境学習教室（会議室）		パネルや資料を整備し、処理状況をモニターで確認できる等、施設見学の事前学習ができる設備を整備する。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場		
	地域・グループ活動の場		ミーティング室や調理室等、誰もが利用しやすく集客性のある施設を整備する。

整備の有無 【現計画】 : 整備する。 : 機能は有するが専用の施設は整備しない。 × : 整備しない。
 【見直し後】 : 整備することが望ましい。 : 機能の整備を検討する。 × : 現時点では整備する必要性はない。